

(別紙)

1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

**(1)対象農用地の基準**

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定による市全域)

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上  
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地  
緩傾斜農用地をすべて対象とする。
  - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地  
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、  
耕作放棄率 8%以上、畑(草地含む) 15%以上の農地
- (オ) 徳島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

**(2)対象者**

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う者とする。

- 1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織等を含む。)を対象とする。  
農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者と

の調整を行う。

- 2) 農業従事者 1 人当たりの所得が徳島県の都市部の勤労者の 1 人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合は直接支払いの対象とし、又、当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては 3 種類以上、畑においては 2 種類以上、草地においては 1 種類以上の作業の受委託が行われている農用地（以下「引受地」という。）である場合には、引受地の面積分のみ直接支払いの対象とする。

- 3) 認定農業者に準ずる者として、市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

協定農用地の保全や集落の活性化に資する国庫補助事業等については、積極的に活用することとする。